やさシティ、まつど。
matsudo

松戸市報道資料
令和８年１１月２６日

令和８年１１月１５日執行松戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議申出について

令和８年１１月１５日執行の松戸市議会議員一般選挙に関し、当選の効力に関する異議の申出が令和８年１１月２０日付けで提出され、同月２６日に選挙管理委員会を開催し、受理が決定しましたのでお知らせします。

１　申出人

山崎　四郎（令和８年１１月１５日執行 松戸市議会議員一般選挙の選挙人）

２　申出の趣旨

令和８年１１月１５日執行の松戸市議会議員一般選挙における当選人「峯尾　聡太氏」及び「照井　遼氏」は、松戸市内に居住実態がなく、被選挙権を有していないため、当選を無効とする決定を求める。

３　申出の理由

本選挙において被選挙権が認められるには、松戸市に引き続き３か月以上住所を有することが必要だが、居住実態は松戸市内の住所になく、松戸市外に居住し生活しており、上記の住所要件を満たさない疑義があるため。

４　異議申出に対する当委員会の決定時期

異議の申出に対する決定は、申出の日から３０日以内（翌日起算）に行うよう努めるものとされています。（公職選挙法第２１３条第１項）

【本件に関する問い合わせ先】
〒２７１－８５８８　千葉県松戸市根本３８７－５
松戸市選挙管理委員会事務局
☎０４７－３６６－７３８６　ＦＡＸ０４７－３６９－３３６０
✉ mcsenkyokanriiinkai@city.matsudo.chiba.jp